西欧中世文書の史料論的研究: 平成20年度研究成果 年次報告書

岡崎, 敦 九州大学大学院人文科学研究院:助教授

山田,雅彦 京都女子大学文学部:教授

徳橋,曜 富山大学人間発達学部: 教授

高橋,一樹 国立民族博物館:助教授

他

https://hdl.handle.net/2324/1932626

出版情報:2009-03

バージョン: 権利関係:

私文書研究の動向とその可能性 - 「9-11 世紀の私文書」研究会へのコメントー

森貴子

本研究報告会のテーマである「9-11世紀の私文書」が、近年の大陸学界における封建社会形成史研究で新たな視角から注目を浴び、そこで枢要な素材とされてきたことは、多言を要すまい。領主による土地集積過程の追跡といった伝統的手法での利用に加え、「文書の変動」と社会変動との関連を問う史料論的考察ではまさに私文書それ自体の形式、機能、作成環境が、議論の焦点とされてきた。さらに最近では、俗人リテラシーあるいは紛争解決をテーマとする社会人類学的研究においても貴重な情報源とされているのであり、私文書の史料としての評価はますます高まりつつあるように思われる。

フランスおよび地中海(スペイン、イタリア)を対象に、相応しい報告者を得て開催された本報告会は、上述の活況をそのまま反映したものとなった。問題関心も切り口も異にする三つの報告に共通して現れていたのは、私文書を素材とすることで得られた着実な成果であり、これが呼び水となって活発な討論が行われた。以下では各報告の概要を整理しつつ、当日の討論を念頭に置きながらこれに執筆者なりのコメントを加えることにしたい。

法花津晃「10-11世紀クリュニー修道院と在地領主 —Saint-Gengoux-le-National 関連諸権利に見る紛争とその解決—」は、一有力家系と修道院とのやり取りを長期に渡って追跡できる一連の文書を用いて、紛争解決研究と領主制研究を架橋する試みであった。すなわち、10世紀に財産の相互贈与を通じて形成された友誼関係が、紛争解決の場面で有効に機能したことを実証して、これを公権力解体期に特有の地域秩序と捉える。その上で、11世紀中葉から看取できる新たな事態—修道院への一方向的贈与の増加、その排他的所有と管理強化の姿勢—を修道院による領主制形成と見て、ここに重大な転機を認める。しかし以上の整理では、本報告の持つ魅力を充分に伝えたことにはなるまい。その最大の特徴は、特定財産の相互贈与という、我々の目から見れば奇妙な行為を、当該社会における所有の不安定という従来の文脈においてではなく、友情を紡ぐプロセスとして読み直すところにある。視角の転換が史料の新たな読みを可能にする。史料論研究の醍醐味を改めて感じさせる報告であった。

これを受けた討論では、提示された紛争解決モデルの研究史的位置づけなどをめぐって多彩な論点が出された。その中でより本質的と思われたのは、報告で取りあげられた財産が「教会」であることに着目し、これと土地を代表とする他の財産の贈与とを同格に扱えるかを問うものであった。教会改革運動での私有教会の位置づけを考慮すれば、こうした疑問が提出されるのはむしろ当然であるが、これに対しては今後検討対象を広げるなかで一定の答えが得られることを期待したい。また、今回の報告では文書それ自体の形式に関する考察はなかったが、大陸学界で修道院文書に特別のまなざしが向けられ、そこで文書形式が焦点のひとつとされていることからも、この視角からのアプローチを試みる価値はあるだろう。

次に、文書伝来を問うことで「封建革命」論に切り込んだのが、足立孝「9-10 世紀ウルジェイ司 教座聖堂教会文書群の生成論的検討 一司教座文書からイエ文書へ、イエ文書から司教座文書へ一」 である。司教座の位置するカタルーニャは、膨大な文書(オリジナルを中心に 15,000 通!)を残していわゆる紀元千年変革論の参照軸となってきたが、そもそもこうした特異な伝来状況がなぜ生じたのかという、根本的な問いが抜け落ちていた。足立報告は、重要ではあるが論証の困難なこの問題に、文書作成者の来歴という視点から取り組んだものである。すなわち、オリジナル文書の大半を占める私人間の土地売却文書に着目し、これと遺言状など他類型の史料とを突き合わせた検討からは、司教座文書群は聖堂参事会員各々が持ち込んだイエ文書の複合体であるという結論が導かれた。とすれば、これを論拠とした「封建革命」論は、ごく一部のエリート家門の土地集積活動を過度に拡大して組み立てられていることになる。序論での整理を含め、カタルーニャ・モデル(あるいはモデルをめぐる論争そのもの)の妥当性を疑問視し続ける足立氏の、一貫した姿勢がよく現れた報告となった。

討論の大半は、参事会員の社会的性格に関するものとなった。というのも、当時の聖職者はその多くが地域貴族出身であり、自らの家門と利害を同じくしていたことは、中世史一般で広く承認されている。ウルジェイ司教座文書群の考察から浮かび上がった聖職者の姿一寄進財産に対しても家産としての意識を継続させ、過去の関連文書を持ち込んで管理しようとする一は、まさにこうした理解と合致する。してみると、文書伝来におけるカタルーニャの特殊性という認識から出発した議論が、中世史研究での一般的解釈に回収されてしまうことになりかねないのである。これは大変難しい問題であるが、伝来文書の限定されているイングランド史から見れば、極めて高い文書実践能力を前提として、その利用・保管とイエ意識との間に、カタルーニャ特有の結び付きが存在したのかとの問題設定が有効であるように思われた。

城戸照子「9-11世紀イタリア北部の notarius に関する最近の研究動向」は、この地域に一般的な俗人書記に光をあてる。公証人制度の発達した12世紀以降とは異なり、それ以前のノターリウスは、存在を自明視されながらも、その由来や活動背景などの詳細が曖昧なまま放置されてきた。研究史の整理から見えてきたのは、公と私の二元論や、ローマからの、あるいは公証人制度への連続/断絶といった観点に基づく議論は生産的ではない、ということであった。その上で今後の研究方向として、裁判集会文書を史料とすることの可能性が示された。叙述的であり、一人称での発言さえ含む裁判集会文書は、貴重な情報を提供するだけでなく、多くの人間が関与した裁判集会を前提としているのであって、そこで期待された文書の機能のみならず、ノターリウスが置かれていた環境も照らし出してくれるだろう。今後の進展が待ち遠しい。

城戸報告は、その合間合間に参加者の発言がさし挟まれ、議論が交わされるという形で進行した。 それは、参加者の多くが、俗人書記をめぐる問題に少なからず関心を抱くと同時に、研究の現状に不満を含めた強い感情を持って報告に立ち会っていたからのように思われる。結果として、この問題に真正面から取り組むことを許さない史料状況が各地域に共通して認識されるとともに、城戸氏の研究方針に対する賛同と期待が示されることとなった。また個人的には、報告で紹介されたペルージアのオリジナル文書が興味深く思われた。証人欄の筆跡からほの見えるのは、拙いながらも自らの手で署名する多くの人間の姿であり、これが(イングランドなどと比べれば)文書が身近なイタリア社会の特質を印象的に示していたからである。 以上、三つの報告を概観し、あわせて感想らしきことを述べてきたが、いずれもが異なった仕方で「9-11世紀の私文書」をめぐる史料論研究のあり方を見せてくれたように思う。これに対してイングランド学界では、如何なる視点から私文書にアプローチし、そこからどのような成果を挙げてきているだろうか。史料の伝来状況や研究方向の違いからして(実は執筆者の知識不足)、三者の報告それぞれに対応したコメントを寄せることはできないが、大陸学界との比較という視点を意識しながら、執筆者の身近にある業績を素材に、イングランドの動向を簡単に紹介してみたい。

同じテーマでの仕事をざっと見回したとき、まず目に付くのは、研究背景における重大な相違であ る。すなわち、大陸学界において私文書の史料価値を高めた要因のひとつに、紀元千年封建革命説を めぐる論争の盛り上がりを挙げることができるのに対して、イングランドにおいては、そもそもこう した前提がそれほど共有されていない点である。このことは、「アングロ・サクソン後期国家」Late Anglo-Saxon state を高く評価した上で、これとノルマン征服後の体制との連続面を強調する、最近の傾 向にも反映されている。そして、王権による中央集権化というこうしたイメージの構築に、王文書研 究の蓄積が寄与してきたのは間違いない (王文書については前稿で整理した)。 以上を確認した上で私 文書を扱った仕事を眺めてみると、そこでは史料論的視点からの読み直しという、大陸学界と共通の 手法も確かに認められる。代表としては、アングロ・サクソン後期に新たに登場する日常語(古英語) に焦点を当てることで、俗人リテラシーを再評価する潮流がある。この根底には、使用言語としての 日常語の普及を、ラテン語能力の低下という従来の見方ではなく、文書実践への俗人の参入と捉える という、発想の転換があった。執筆者自身は、同じ現象に注目しつつも、これを領主による所領経営 強化の意志を示すものと解釈したことがある。さらに、複数の文書から紛争解決のプロセスを再構成 してみせることで、規範的な法典から導かれた裁判手続像に見直しを迫る仕事もある。そこで得られ た結論(例えば、裁判における国王の積極的役割、ノルマン征服後の司法との連続性、聖職者・俗人 双方での戦略的な文書利用)は、異なる史料類型の間に優劣をつけるのではなく、分析の精緻化を通 じて残された記録を最大限利用するという手法が、いかに豊かな可能性を秘めているかを雄弁に物語 っている。

他方で、文書類型論ひとつをとってみても、なすべき作業はなお多く残されているように思われる。例えば、アングロ・サクソン後期の私文書の中には、大陸学界で議論の的となっているノティスによく似た形式のものが多く含まれている(テキスト冒頭に「この文書において以下を告知する」という慣用句を持つ。高度に叙述的で、一人称と三人称の双方が用いられる。紛争解決に関わるものが多い。たびたびキログラフとして作成される。ただし使用言語は古英語)。しかしこれらは、ソーヤーが編纂した文書リスト(P. H. Sawyer, Anglo-Saxon Charters, London, 1968. これは今でもアングロ・サクソン期文書を扱う際の必携書である)で、「雑文書」miscellaneousのセクションに収められたことからも推察されるように、長らく史料の一類型としては注目されてこなかった。したがって、2001年のシンポジウムでアン・ウィリアムズが「告知文書」swutelungとして整理し直したことは大きな一歩であるが(後に文字化された。アン・ウィリアムズ「第二章 チャーター、告知文書、そして手紙 一「征服」前のイングランドにおける文書史料一」、鶴島博和・春田直紀編著『日英中世史料論』日本経済評論社、2008年、39~67頁)、その本格的な検討は今後にゆだねられている。文書の持つ形式自体が貴重な歴

史情報とみなされる現在にあっては、形式に注目した類型化とその内部・外部との共時的・通時的比較を通じて得られる成果は、思いのほか大きいのではなかろうか。

また、私文書という観点から見れば、ノルマン征服を挟んで研究史上の断絶が感じられた。特に気にかかったのは、使用言語の変化とその影響の評価という視点から、征服前後を通じた考察が行われていないことである。征服後に書き言葉としての英語が姿を消すことはよく知られているが、とするならば、私文書のラテン語化によって、俗人による/俗人に対する文書実践は如何なる影響を受けたのだろうか。この問題設定は、次の二点から妥当と考えられる。すなわち、前述のように、近年のアングロ・サクソン後期私文書研究で、古英語の利用を根拠のひとつとして、俗人による/俗人に対する文書利用の範囲をかなり広く見る議論があること、もう一つは、ノルマン征服研究で、住民構成における変化を社会上部での支配者層の交代に限定する主張がなされていることである。もちろん、征服後の複雑な言語環境は、そこでの私文書の作成と機能の解明が、翻訳・通訳を含めたコミュニケーションの全体的文脈の中で行われる必要性を、いっそう強く要請するわけであるが。

さて、研究会での報告・討論に刺激されて、思いついたことを書き連ねたが、全体的には、大陸学界における私文書研究の水準が印象に残った。また、比較の視点から得られた知見も多く、特定のテーマで各地域最新の成果を共有するという、本科研プロジェクトの本領が存分に発揮された研究報告会であったことを、最後に付しておく。